4/23 朝日

川内原発 仮処分決定要旨

九州電力川内原発1、2号機の再稼働をめぐり、運転差し止めの申請を却下した22日の鹿児島地裁仮処分決定の要旨は次の通り。

【司法審査のあり方】

原子炉施設の安全性に関する裁判所の審理・判断は、福島第一原発事故の経験を考慮した最新の科学的知見や原子力規制委員会が作成した安全目標に照らし、新規制基準の内容や適合性判断が不合理かどうかという観点から行われるべきだ。

【地震による事故の可能性】

新規制基準（新基準）は規制委によって策定されたもので、その内容に不合理な点は認められない。

新基準では、基準地震動の策定が求められている。日本の原発では過去10年間でその当時の基準地震動を超えた地震が四つ（5ケース）発生していることが認められるが、新基準では、原因とされる地域的な特性を考慮しており、不合理性を直ちに基礎づけるものにはならない。

規制委は耐震安全性について、九州電力の実施した調査や基準地震動の策定、耐震設計方針が新基準に適合したものと認める判断をした。この判断に不合理な点は認められない。

九電は新基準に従い、安全対策として保安設備の追加配備などをしており、地震が原因の事故で、放射性物質が外部に放出されることを相当程度防ぐことができるというべきである。

【火山の影響の可能性】

破局的噴火の活動可能性が十分に小さいとはいえないと考える火山学者は多数でなく、そのように考える学者も破局的噴火の頻度が小さいとの認識は共通。そうした学者の指摘は破局的噴火の活動可能性を否定できないとする趣旨とみるべきだ。

【避難計画の実効性】

地元自治体が策定した避難計画は一応の合理性、実効性を備えているものと認められる。